

岐阜県保育士・保育所支援センター「保育のしごと」見学会開催業務

岐阜県保育士・保育所支援センター「保育のしごと」見学会開催業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和3年4月9日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 入札案件の名称及び数量
岐阜県保育士・保育所支援センター「保育のしごと」見学会開催業務 一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札日（令和3年4月28日）から起算して過去3年以内に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (4) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 旅行業法における第1種旅行業者又は第2種旅行業者の登録を受けた者であること。
- (6) 過去において、国・都道府県・市町村で同種・同規模のイベント開催業務（バスツアー等）の契約実績（完了済みのもの）があること。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 岐阜県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県子育て支援課 保育支援係
電話 058-272-8336 FAX 058-278-2880
Eメール c11236@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和3年4月9日（金）から令和3年4月22日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)と同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、下記期限までに、別に定める競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を(1)まで持参又は郵送し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和3年4月22日（木）午後5時（必着）

期限までに競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和3年4月26日（月）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年4月28日（水）午前10時00分

イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県庁12階南側 子ども・女性局分室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに(4)イの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

(1)と同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は原則として1回とする。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者の入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

- (7) 入札等に関する質疑がある場合には、令和3年4月22日（木）午後5時までに提出（郵送・FAX・メール可）するものとする。質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時（最終令和3年4月26日（月）までに）、岐阜県のホームページ上にて公開します。
- (8) 詳細は、入札説明書による。